

令和7年度 防府団体旅行助成金交付要綱

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人防府観光コンベンション協会（以下「コンベンション協会」という。）が実施する防府団体旅行助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、貸切バスを利用して、防府市内の旅行を促し、防府市への誘客・周遊を促進することを目的とする。また、周南市との連携協定により2市を周遊する旅行も誘致・促進する。

(助成対象)

第3条 この助成金は、旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行者（日本国外にある旅行者にあつては、コンベンション協会会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの）が実施する次の要件をすべて満たした募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配型旅行を対象とする。

- (1) 令和7年4月1日以降のコンベンション協会が別に定める日から令和8年3月8日までの間に実施する、貸切バスを交通手段とした一団の旅行であること
- (2) 毛利博物館及び、指定施設に有料で入場すること
- (3) 貸切バスには、1台あたり15名以上が乗車していること（乗務員・バスガイド及び添乗員を除く）
- (4) 旅行の出発及び帰着が防府市外であること
- (5) 以下のいずれにも該当しないこと
 - (ア) 企画された旅行が単に特定の行事のみへの移動を目的としているもの
 - (イ) その他、会長が不適当と認めるもの

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、承認した貸切バス1台につき別表1に定める区分とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、出発日の14日前までに助成金交付申請書（別記第1号様式）及び関係書類を会長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の申請書の提出があった場合において、助成金の交付の可否を決定し（別記第2号様式）、申請者に通知するものとする。

(旅行の変更等)

第7条 申請者は、旅行の内容を変更する場合、予定の期間に旅行が完了しないと見込まれる場合又は旅行を中止する場合は、速やかに変更・中止承認申請書（別記第3号様式）を提出し、会長の承認を受けるものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、旅行終了後14日以内に実績報告書（別記第4号様式）を会長に提出しなければならない。また、請求書（別記第5号様式）も併せて提出すること。なお、期限までに提出しない場合は、助成金を請求する権利を自ら放棄したものとみなす場合がある。

(額の確定と助成金の交付)

第9条 会長は、第8条の実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し、助成金を交付する。また、助成金の交付は原則として日本国内の金融機関口座への振込によるものとする。

(交付取消)

第10条 助成金の交付決定後、若しくは確定後においても、申請若しくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

区分	助成金の交付額
①毛利博物館に有料で入場する旅行	30,000円
②毛利博物館に有料で入場し、さらに防府天満宮歴史館、防府天満宮芳松庵、周防国分寺金堂、東大寺別院阿弥陀寺宝物館、三田尻御茶屋英雲荘のうち1か所以上に有料で入場する旅行	40,000円
①又は②に加え、周南市・湯野温泉施設を有料で利用(日帰り宿泊)をする旅行(上限10台)	5,000円加算